

私が大学に移籍した理由

～情報が活用される「知財立国」を目指して～



東京理科大学教授 生越 由美

1. はじめに

特許庁を離れてからあつという間に10年6月もの年月が経ちました。大変ご無沙汰している方、恒例の審査第二部の女性の会や東京理科大学の同窓会で毎年お目に掛かる方、まだお会いしたこともない方に何をお話ししようかと思案していたら締め切りが迫ってきました。特許庁の先輩方も読まれるので緊張しますが、まず略歴からお話します。

私は1982年に東京理科大学薬学部を卒業し、審査第三部（現：審査第二部）流通機器に配属されました。同期は26名で、内3名が女性でした。採用時の国家公務員研修では片山さつきさん（現：参議院議員）がハマトラのファッションで目立っていました。大学時代はJJファッションが流行し、ディスコが流行り始めていたバブル直前の頃でした。特許庁時代前半は審査官を満喫し、後半は審判部書記課（現：審判課）に併任に出ましたが審査や審判の事件もたくさん経験できて大変勉強になりました。

2003年10月からは政策研究大学院大学に異動し、地方自治体などの職員の方々に知財制度を教える機会を戴きました。

2005年4月からは母校の東京理科大学に創設された知財専門職大学院（MIP：登録商標）に着任しました。現在でも指導審査官だった梅田幸秀さんや園田敏雄さん、現役の特許庁職員の方に東京理科大学MIPで御講演をして頂いて、大変お世話になっています。

本稿では特許庁時代に経験したことが現在の大学の仕事にどれだけ役に立っているか、子育てと仕事の関係をどう考えるかなどに触れていきたいと思います。入庁当時は32

年前になりますので、今の環境と異なる部分は補足しながらご紹介します。

2. 「情報」との出会い

私が特許庁に入庁し、大学に転身した理由は「情報」との出会いがあったからです。話は11歳の夏まで遡りますがお許し下さい。

「岩波新書から選んで読書感想文を書きなさい」というのが小学6年生の夏休みの宿題でした。本屋さんで岩波新書が並んでいる棚を眺めると難しいタイトルの本ばかりでした。仕方なく数冊の本をめくっていたら、「サリドマイド」という言葉が目飛び込んできました。迷わず、『薬—その安全性』という本を選びました。私は大阪生まれで、小学校低学年まで体が弱く、毎日のように病院に通っていたから、待合室には同年代の「サリドマイド児」が多く通院されていました。この本を読んで彼らの手がなぜ短いのかを初めて知りました。

御存じの方も多いと思いますが、サリドマイド薬禍事件とはドイツで発明された風邪薬の「サリドマイド」を妊娠中の女性が服用すると子供の手が短くなるなどの催奇性障害が起こるものです。この副作用を発見したのはドイツ人だったのですが、ドイツ国内では副作用情報が生かされずに薬の販売が続けられていたため、多くのサリドマイド児が誕生しました。ところがアメリカの食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）はこの論文情報に基づいてサリドマイドを販売させなかったため、アメリカではサリドマイド児が誕生しなかったのです。日本はどうだったのでしょうか。ドイツと同様に副作用情報が生かされず、多くのサリドマイド児が誕生しました。頭の中に光が走り、「情報」に目覚めた瞬間でした。同時に、副作用情報が適切に利用されない社会に子供ながら心底怒りを感じました。なぜドイツ国内で情報が発見できなかったのか、なぜFDAは世界に警告をしなかったのか、なぜ情報を有効に活用できなかったのか。

そこで薬の副作用情報の仕事をしたいと考えて大学は薬学部に進みました。ところが在学中に京都大学名誉教授の梅梅忠夫先生の『情報産業論』や『知的生産の技術』を読んでいたら、「情報」というもっと大きな概念があることを知



研究室

り猛烈に興味を持ちました。「京大カード」をたくさん買い込み、情報の分類方法を実践していました。

公務員試験の合格後の1981年夏に何の予備知識もなく特許庁を訪ねたら、東京理科大学の先輩の飯塚文夫審判長が応対して下さいました。そして、庁内の資料館を案内して下さいた際に、突然、公報陳列棚を指して「ここにはたくさんのお情報があんだよ」と言われたのです。「特許情報とは何ですか。論文情報の違いは何ですか。技術情報をどれくらいカバーしているのですか」。血相を変えて矢継ぎ早に質問したので、飯塚さんは大変驚かれています。私は「特許情報」の中味が知りたくて特許庁に入ることにしました。11歳から10年後の21歳の夏の日でした。

審査官補コース研修で国際特許分類や特許法などを教わり、「情報」を創造・保護・活用する知的財産制度の存在に感激しました。世の中にはなんて面白い制度があるのだろうとワクワクしたのです。インターネットは影も形もない時代でしたが、ピーター・F・ドラッカーの『断絶の時代』、ダニエル・ベルの『脱工業社会の到来』など工業社会から次の社会に移る予感が渦巻いている時代でした。

■ 3. 子育てと仕事の両立

入庁当時、審査第三部の女性審査官は10年以上離れた先輩が4名おられたのですが、約250名中で女性審査官は私を入れて5名とかなり少なかったです。審査官補4年生のときに長男を出産したのですが、庶務班の方から「当部には産休の手続用紙は無いので、他の審査部から貰ってきます」と言われて少し驚きました。産前産後の休暇は各4週間の時代でしたが、2年後に長女を出産しました。実家の両親が関西在住だったので26歳以降は子育てと仕事の両立が最大の課題でした。右手に「役所の仕事」、左手に「保育園の送り迎えと子育て」という重りのバランスを取りながら細い扉の上を歩く弥次郎兵衛のような感覚で暮らしていました。

近年、育児休暇や短時間勤務などが少しずつ充実してきて嬉しく思いますが、まだまだ子育てと仕事の両立は大変だと思います。男性の家事の負担が当たり前になるなど、さらに女性が働きやすい環境に進化することを心から願っています。

■ 4. 特許庁時代

前半は審査三昧でした。正直な話、同期が併任に出る時期になっても子育てのために出られなくて辛かったです。しかし審査が好きだったので、気持ちを切り替えて楽しく審査をしていました。最初は包装容器や包装装置を担当していましたが、自動販売機、プリペイドカードなどのビジネスモデル関係の担当が増えてきました。幅広い技術分野の審査経験が大学で役立っていますし、大量の審査経験が院生への説得力を増しているように思います。「このような

場合はどうするのですか？」といろいろな質問をされても、「例えば、飲料充填装置で付属品を付ける場合……」などと具体的な事例がすぐに思いつくのです。豊富な審査経験の賜物だと思います。御茶目な院生がIPDLで審査官名に私の名前を検索した結果の公報を持ってくださることがあります。こういう先行事例があったから、こういうクレームで特許することになったと説明するとビックリされます。結構、覚えているものですよ。経験は力です。

入庁10年目(1992年)には審査部研修委員会の幹事をさせて戴きました。最重要課題が「審査官・審判官を育成する研修制度の見直し」でしたので、米国特許商標庁のペテントアカデミーや欧米のロースクールのカリキュラムを取り寄せて研究しました。これも大学での知財教育の研究に役立っています。早期に海外の知財教育を知ることができたからです。

その後、審査基準の検討委員会に参加した後、「特許法改正と審査基準の適用時期などの一覧表」の作成を提案し、同じ審査第三部の同僚と作業しました。この一覧表は、後日出版されるなどの大ヒットとなりました。私の最初のヒット作です。

特許庁の後半時代に移ります。1995年10月に審判部に異動し、機械系と化学系の2つ部門を経験させて頂き、裁判事件も5件ほど担当しました。審査部に戻れるかなと思っていたら、1997年3月から書記課(現:審判課)審判企画室の課長補佐に任命されました。入庁15年目で初めての本格的な併任でした。民事訴訟法の改正を受けて特許法施行規則の改正が急務だったので、発令の日から審判企画室に籠もり、ロッカー数基分の民事訴訟法の改正資料を読み漁りました。日本の司法が「事前規制調整型」から「事後紛争解決型」に舵を取る背景をこの時期に勉強できたことは大学の仕事のバックボーンとなっています。法改正後の説明会で全国を行脚させて頂いた折、民事訴訟法の改正の背景と特許法との関係を説明したら「大変分かり易かった。特許法の位置づけが初めて分かった」と100通以上のお礼状が届きました。特許法を分かり易く説明する社会のニーズを実感しました。大学に移籍する遠因の一つとなりました。

審判企画室に異動してからは規則改正と同時に並行で、無効審判の審理期間短縮、審決のインターネット公開などの『特許庁親切運動』に繋がる業務が矢継ぎ早に命じられました。特許法で「無効審判は原則口頭審理」と規定されているにもかかわらず、当時は年数回しか実施されない状況でした。荒井寿光長官から10年以上も掛かっている無効審判の審理期間の短縮化を審判部は厳命されました。そこで、佐々木信夫審判部長は口頭審理を活性化して対応すると判断されました。米国連邦巡回控訴裁判所(CAFC)、米国特許商標庁(審判部)、ドイツ特許裁判所、欧州特許庁(審判部)の口頭審理の状況を同期の千葉成就さんたちと実態調査しました。欧米の裁判は審理の集中度が高く(1週間でも連続審理する)口頭弁論の中身が充実(書面提出の確認ではなく口頭で説明)しており、結論を当日言い渡す例も

ありました。現在の特許庁では年間100回以上も口頭審理が開催されており、隔世の感があります。

余談です。1998年春の特許法改正の国会審議前に20数名の大量の国会議員の先生方が特許庁見学に来られることとなりました。見学の目玉として「模擬口頭審理」を審判廷でリアルに演じるよう荒井長官と佐々木特許技監から命令が出ました。2日で脚本を書き、2日間リハーサルを繰り返して本番に備えました。審判官と事務官が素晴らしい演技をされたので「模擬口頭審理」は大好評でした。とりわけ、酒井雅英審判長と保倉行雄課長補佐は役者になれると大評判でした。このプレゼンは口頭審理をほとんどしたことがない審判官や弁理士の教材として使えるのではないかという意見があり、急遽ビデオ化することになりました。「コピー自由」という条件で無償配布したため、国内で2000本以上のコピーが存在するそうです。私の初めての脚本・監督作品でこれもヒット作です。現在でも大学院の無効審理の口頭審理の教材として使わせて戴いています。

他方、審決のインターネット公開は「情報」に直接関係する仕事でしたが、情報の本質を知る良い機会でした。1997年11月末に荒井長官から「審決をインターネット公開して下さい」と一行メールが書記課に届きました。理由が書いていないので自分で考えるしかありませんでした。当時はIPDLで特許公報を公開するシステムは無い時代でした。

審査部は電子起案が進んでいましたが、審判部はワープロやパソコンで審決書を書く方が8割で、手書きで書く方も多数おられました。驚かれると思いますが、メールを開かない審判官も多い時代だったのです。審決電子データは組織的に保管されておらず、データを保管する認識もありませんでした。審決情報の公開はもちろん重要ですが、審決不服訴訟を提起するユーザーも裁判所も審決書のデータをそれぞれが入力していたのです。国内で二重三重に審決書データの入力作業をするという無駄が生じていました。メールを拝受してから珍しく二日間ほど眠れませんでした。問題山積ですが本気で変えたいと思ったからです。

石井正審判部長や結田純次書記課長と相談しつつ庁内の調整作業を開始しました。審決データの回収は電子メールへの添付は断念してフロッピーディスクとしました。電子計算業務課が出力する書誌的事項を取り込み、郵便局から送られる審決送達書の確認などの情報を取り込むシステムを構築しました。長官からのメール受領から1月半後、審決のインターネット公開を何とか実現できました。

公開準備が完了したことを荒井長官と佐々木技監に御報告に行ったときの、「IT化が一番遅れている審判が一番早くインターネット公開できたのは、遅れている方が新しい技術を導入しやすいというIT技術の特性だね」とのコメントに脱帽しました。後年、中国の携帯電話の普及スピードが最速だったことでもこのコメントの重さを痛感しました。

命令された仕事だけではつまらないので「情報は俯瞰で

きるべき」と考え、審判番号、両当事者、事件名などの一覧表にリンクを付けて掲示しました。すると、マンガ雑誌の『ビックコミック・スピリッツ』が反応し、巻末記事で「特許庁の無効審判のHPを見るとビジネス上の対立構造が一覧できるので役所のHPとしては画期的に面白い」と紹介してくれました。仰天しましたが、前向きな外部評価は嬉しかったです。現在でも特許庁HPの口頭審理の予定表に面影が残っていますよ。これもヒット作と思っています。

その後、書記課の課長補佐となり、「審判書記官」制度策定に関与しました。特許法改正、機構要求、定員要求の3つを同時にするのは大変でした。この期間は朝3時ごろ帰るような日々だったので、20歳代後半となった子供たちが今でも「あの時代はママの帰りが遅かったので嫌だった」と言います。仕事は面白くても、子供は嫌がるのでジレンマに陥りました。引き続き併任のお話があったのですが、申し訳ないのですが断って審査部に戻りました。

■ 5. 大学への移籍

機械系の審査部へ戻りたいと懇願しました。人事異動でお願いしたのはこの1回だけです。特許庁を支えている審査官たちの列に戻りたかったのです。分類付与をしていたら「リサイクル」という用語がやたらと目につくので気になったので、業務終了後に「包装技術に関するリサイクル技術」を一人で調査しました。容器包装リサイクル法などの法改正に呼応して出願件数が増加する(=技術開発が進む)ことを伊佐山長官に報告したら更に詳しく調査せよとのことだったので報告書にまとめました。これが技術動向調査の最初の報告書になります。

他方、2000年4月に審査部に戻るとすぐに読売新聞論説委員の馬場錬成先生から早稲田大学などの講義を依頼されました。一つの大学で講義をすると次々に他の大学から特別講義を依頼されるようになりました。

2002年4月からは経済産業省OBの依頼を受け、信州大学大学院の技術経営研究科(MOT)の非常勤講師を兼任することとなりました。入庁20年目のときに自分の意志ではなく「大学」というステージが垣間見えました。信州大学の授業は前期だけでしたが、月2回、長野新幹線で長野駅まで行き、90分の講義を2コマ担当して、長野新幹線の終電で東京に戻り、翌日は通常勤務というハードスケジュールでした。しかし信州大学の院生は長野県内の経営者たちで、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法などの基礎的な事項の話をするだけで反応が凄かったのです。「もっと早く知的財産制度を知りたかった」、「知っていればビジネスが変わった」、「どうしてこんなに大事な制度を早く教えに来ないのか」という叱責も含まれていました。

同年11月に東大先端研の第1回目のオープンスクールで講義させて頂いたら、講義の模様をDVD化することになり

ました。新橋で3日間、初めてのスタジオ撮影がありました。後日、これが日本初の知財DVD教材 (PHP 研究所) となりました。3Dプリンターの発明者の小玉秀男さんのビデオなども収録されています。この作業を通じて、ビデオ教材の可能性と難しさを学びました。特に、知財制度が保護する情報の多様性や価値を伝えるには技術や実体を動画で伝えることが必須だと確信しました。

2003年10月に出向した政策研究大学院大学では、地方自治体の職員たちに知財制度を理解してもらうことの重要性を目の当たりにしました。地域ブランドの萌芽が見えていました。その後、現在でもこのときの教え子たちの招聘で県庁研修をさせて戴いております。地方自治体にこそ知財教育が必要ですし、知財人材を派遣することが急務だと思いました。

続けざまに2005年4月から母校である東京理科大学でMIPを創るから来てくれと塚本恒世理事長から招聘して戴きました。そこで公務員を辞める決心をしました。MIPとは日本初の知財人材を養成する専門職大学院です。単に法律を学ぶ場ではなく、知財戦略の修得を目指していることに惹かれました。2014年春にはお陰様で10期生を迎えることになりました。

振り返ってみると、私自身は大学を意識していないのに、自然に大学のポストに異動したように思いますが、「知財制度の分かり易い説明が要望されている」、「国民、地方公共団体、企業、大学などいろいろなレベルで知財教育が必要である」、「知的財産の本質の情報の価値や保護をどうにかしたい」と熱望していたからかもしれません。

■ 6. 大学での仕事

① 東京理科大学 MIP

ようやく本題です。前期は「特許法・実用新案法概論」と「知財制度概論」と「プロジェクト研究(ゼミ)」の3科目、後期は「機械特許特論」、「地域起知財戦略」と「プロジェクト研究(ゼミ)」の3科目を担当しています。授業は90分で、MIPは昼夜開講制なので「平日昼間」と「平日夜間又は土曜日」に同じ授業を2回します。ですから、1週間で6コマの授業となります。

「プロジェクト研究(ゼミ)」は2年生の院生が1年かけて論文を書くのを指導する講義です。院生が自由にテーマを選ぶシステムなので多種多様です(表1)。院生のテーマを自動的に(強制的に)勉強することができると前向きに考えています。後日、皆様に御相談に行くこともあると思いますので助けて下さいね。

私の研究室の在校生や卒業生には韓国や台湾の留学生もおられます。韓国特許庁の審査官、韓国の女性弁理士のお二人は日本の弁理士試験も合格され、日韓の懸け橋になられる方です。また米国の特許審査官だった方や農林水産省の役人だった方もおられます。多種多様な院生から勉強させて戴いています。



生越研究室の総会

大学の仕事は授業だけではありません。教授会や委員会などの会議や雑用も多く時間がかかり取られます。さらに社会人の院生からは転職、学部から進学した院生からは就職の相談が多いです。場合によっては、出産時期や親子関係などの人生相談もあります。私は一生懸命に無い知恵を振り絞って一緒に考えることにしています。

卒業後も関係は続きます。私の研究室では、2月、7月、12月と年3回総会を開催し、88名の卒業生と現役生で懇親会を行っています。多種多様な職種の方が集まるので良いネットワークが構築できているようです。9月には現役生と合宿に行くのが恒例行事となっています。毎年、合宿係が決めるプランが楽しみです。これ以外でも、「特許研究会」、「コンテンツ業界人勉強会」、「地域ブランド研究会」を卒業生と現役生で開催しています。知財のネットワークがMIPの強みだと思います。オフレコで何でも聞ける関係の構築を目指しています。

② 他大学での授業

東京理科大学以外でも授業を持っています。現在は國學院大學(1~4年生を対象)と情報セキュリティ大学院大学です。

國學院大學は学部生が対象なので1年生は高校生みたいですととても可愛いです。試験前に真顔で「大学の試験は難しいのですか」と問われるので苦笑しています。御存じの方もおられると思いますが、國學院大學は日本に2つしかない神主さんを養成する大学の一つです。神社の御子息も多いので、地域ブランドの重要性を話す大変盛り上がりです。御縁は研究室の教え子から依頼されて國學院大學の事務の方々向けに研修を5回行ったことに始まります。その後、学部でも授業をすることになりました。

情報セキュリティ大学院大学は放送や通信や電機関係の院生が多いのが特徴です。今、この大学院の教え子さんに依頼されて総務省の審議会の委員をしています。当時の林紘一郎学長から依頼され、レベルの高い方が集う大学院なので緊張して講義しています。

放送大学は講義(放送)が既に終わりましたが、2008年4月~2013年9月まで「社会と知的財産」という講義(15回)の前半8回を担当しました。2007年は本当に忙しかったです。

表1 生越研の卒業生の研究テーマ (実績)

1	1期生 (10名)	健康食品市場における特許	43	特許権侵害訴訟における特許発明の技術的範囲の解釈に関する研究	
2		ソフトウェア情報財の経済学的考察と公的創造を生かした企業戦略に関する研究		44	大学における知的財産契約のあり方
3		中小製造業の特許戦略のあり方に関する研究		45	画像加工技術と写真の著作物に関する一考察
4		地域ブランド政策の事例と意義		46	ジャズフェスティバルを用いた地域振興策の現状とその課題についての一考察
5		産学連携における技術移転機会創出への施策		47	洋傘業界における知的財産戦略に関する研究
6		知的財産としての地理的表示保護に関する研究		48	発明者の出願年齢からみた知財年齢に関する研究
7		インターネットが模倣に与える影響		49	企業のイノベーションを促進するための特許政策研究
8		明細書に関する考察並びに明細書の翻訳の問題点及び対策に関する研究		50	均等論における本質的部分および意識的限定に関する研究
9		日本製アニメの海外展開に関する研究		51	楽譜の校訂と編曲の相違と著作権について
10		公益性の高い医薬品発明の権利化と権利行使における取扱いの法律論		52	我が国に求められるソフトパワー戦略 —私の国家再建計画—
11	2期生 (11名)	伝統文化の活用による日本ブランドの強化に関する研究	53	レスポンス広告における著作権問題と今後の課題	
12		初等教育段階における知財基礎教育と美術館の役割	54	アート資源とミュージアムによる地域ブランディングの手法に関する一考察	
13		地域ブランド情報の戦略的利用のための情報設計に関する研究	55	伝統的工芸品の継承と経済振興のための現代的変容に関する研究	
14		素形材・素材産業における開発技術の保護についての考察	56	伝統とブランドについての考察 ~仏壇業界における地域団体商標の一例~	
15		学校教育における初等教育からの知的財産教育の取組に関する研究	57	地域活性化のためのコンテンツ活用に関する一考察 —フィルムツーリズムの可能性と課題を中心に—	
16		法の観念、民法を踏まえた特許権の理解 —特許の出願権利化担当者に対する教育—に関する研究	58	査定系と侵害系における発明の同一性に関する研究	
17		中小企業の特許権エンフォースメントの課題に関する研究	59	ソフトウェア関連発明とビジネス関連発明の保護に関する一考察	
18		地域活性化と地方自治体によるデザイン政策の重要性 ~感性価値創造イニシアティブを考察する~	60	タッチパネル技術における特許情報の考察	
19		芸術と知財教育 —見えないものを教える—	61	日米欧中韓の審査比較に関する研究	
20		ゲームメーカーの知財戦略に関する研究	62	企業における知的財産研修のカリキュラムと研修内容に関する研究	
21		製造業企業における知的財産教育 —いかに企業へ知的財産教育を仕向けるか—	63	医学部における知財教育の必要性とあり方	
22	3期生 (12名)	日本におけるTVアニメの発展要因としての作品特性に関する考察	64	サンルーフ装置の特許技術動向に関する研究	
23		幼少期における知的財産教育 —知的創造を尊重する心を育む—	65	環境保全と地域活性化における知的財産の役割に関する研究	
24		知的財産教育 —先行する情報教育と環境教育から学校教育における知財教育の在り方を考察する—	66	国際特許分類 (IPC) 別にみる特許権の安定性に関する研究	
25		医療行為範囲についての一考	67	アニメ・聖地巡礼の動きを活用した町おこしに関する研究	
26		開発途上国における知的財産教育 —経済的発展へ向けて—	68	水産分野の知的財産の利活用の現状と今後の展開について	
27		地域ブランド形成の要件・過程をふまえた方法論の考察	69	地域団体商標の有する歴史と山梨県の抱える地域ブランドに関する研究	
28		「ソフトパワー」の歴史を知的財産視点で考察する —歴史の中に未来の答えのヒントがある—	70	日本、中国、台湾、韓国の特許法制の比較に関する研究	
29		地域ブランドに関する調査研究	71	生物農業の特許流通支援に関する研究	
30		知的財産との関わりからみる地域ブランドの現状と課題に関する考察	72	コンテンツビジネスにおける資金調達手法に関する一考察	
31		メタバースにおける知的創造とその知的財産の保護と活用	73	ネスプレッソの事例から学ぶ知的財産を用いた牛乳宅配事業のブランド化	
32		「食の安全」を中心としたKAGOSHIMAブランドの構築	74	地域団体商標取得後の効果と課題に関する研究	
33		環境技術と知財戦略の協同に関する研究 —膜処理技術を例として—	75	地名によらない農産物ブランドに関する一考察	
34	4期生 (9名)	中小企業の特許戦略に資する知的財産政策	76	光学分野の特許情報解析に関する研究	
35		企業の技術ブランドに関する一考察	77	「福祉機器の知財による保護と、その活用について」に関する研究	
36		家庭用コージェネレーションシステム「エネファーム」に関する事例研究	78	知財教育	
37		感性産業と知的財産	79	製造メーカーが考える地方の知財戦略	
38		キャラクターによる地域活性化政策	80	コンテンツ保護の技術的対応	
39		種苗法の現状とその問題点	81	地域ブランドと都市ブランドの融合	
40		特許検索の現状と引用関係を利用した特許検索の考察	82	地域計画の観点から見る地域起こし	
41		試験データ保護期間、再審査制度について	83	東京都が有する地域ブランドを国際的ブランドへと確立させる戦略について	
42		ブランドの模倣と不正競争防止法2条1項2号の研究 —著名性の解釈・立証について—	84	地域おこしと知財戦略	
			85	ニューツーリズムに向けた地域産品・観光資源の発掘	
		86	インターネットを使ったビジネスモデルの歴史と今後の流れ		
		87	家紋の知財戦略		
		88	医薬品における特許制度の現状と課題について		



放送大学の録画

放送大学のテキスト(印刷教材)を9月までに執筆しなければなりません。同時に、放送教材(各45分×8回)の脚本を作成し、インタビュー先や取材先を決めて、11月までに出張してビデオ録画し、これを12月中に千葉県幕張にある放送大学で最終撮影しました。放送大学では編集装置が不足しているため、頭から撮影していったら間違ったら最初から(ビデオを挿入するところまで)やり直すという過酷な撮影でした。

とりわけエンディングが難しかったです。番組の終了時刻の15秒で話を終えてゆっくりお辞儀して下さいとの指示でした。アシスタントディレクターの後何秒というカウントダウンの指示が飛ぶ中、解説を淡々としなければなりません。残り時間を間違えると、30分前からもう一回話して下さいとなります。だんだん顔が引きつって来そうでした。風邪を引いて声が出ないときでも日程変更は許されず、ハチミツを舐めながら収録しました。今考えると得難い経験でした。

今でも地方に出張すると、年配の方々から放送大学を見ていましたと声を掛けられます。NHKのニュースよりもゆっくりと話すことが課されている放送大学の教材は高齢者には視聴しやすい番組だそうです。この教材は法律の条文は説明しないという条件で作成しました。そこで地域ブランド、農業、歌舞伎などの日本のコンテンツを主体に構成しました。2007年でこのテーマに絞るのはリスクがありました。結果は正解だったと思います。今、多くの方に放送大学の続編が要望されていますので作成できれば嬉しいです。

③テレビ番組

乏しい経験ですが、素人から見て面白かったこととお話します。フジテレビ、日本テレビ、TBSなどの夕方や夜のニュースのコメントの場合、スタジオ撮影ではなく、大学の研究室などでの撮影が多く、当日の依頼での撮影がほとんどです。

民放のスタジオ撮影は多くは前日依頼です。フジテレビの「知りたがり」に万博の研究者として出演させて戴いたときです。前日の夕方の出演依頼で朝7時にハイヤーでテレビ局に到着し、楽屋を初めて貰いました。隣や向かいの楽屋が女優さんや俳優さんだったので楽しかったです。

NHKの『クローズアップ現代～畑の中は宝の山～』は別格でした。2008年2月26日に出演したのですが、放送準備

の打ち合わせが前年8月から始まりました。12月にはオランダ、ニュージーランドや秋田県でのビデオ撮影が終わり、1～2月は放送のタイミングを計っていました。準備期間が長く丁寧に作られた番組で感動しました。実はこの番組は生放送なのです。16時までにNHKに行かなければならないのですが、19時半まで打ち合わせやメイクをして待機しています。国谷裕子さんが冒頭で問題提起し、収録済みのビデオを流している19時半過ぎに対面するテーブルに座ります。国谷さんとの質疑応答を何とかクリアしたとホッとしたら、最後のビデオが流れているときに「ビデオ後にコメントして下さい。でも番組終了の20～10秒でマイクを私に返して下さいね」と言われました。テレビには映りませんが、同時にゲストの真正面のデジタル時計がカウントダウンを始めます。一瞬どうしようかと思ったのですが、放送大学の収録と同じだと気が付いたら気が楽になりました。結局残り15秒まで話しました。経験は宝ですね。



万博関係の講演

④新聞、雑誌

判決や事件が出たときに新聞社から突然電話があり、コメントを求められることがあります。夕刊や朝刊に間に合わせるため、緊急性が高いので記者さんたちは大変だと思います。電話に出ると直ぐに関連資料がFAXやメールで送られてきてコメント下さいというパターンが多いようです。他方、読売新聞の論点などの記事は依頼されて書く場合と、社会に問うべきことは自分で寄稿する場合があります。雑誌の記事は特集テーマに合わせて依頼されて書くことがほとんどです。いずれの場合も、短時間で書く前にかなり調査研究をしなければなりません。精神的に消耗するお仕事です。

⑤セミナー、講演会

知財教育を幅広く行う環境を求めて特許庁から大学に移籍しましたので、お引き受け可能な日時と目的であれば原則全てお引き受けします。今まで研修対象が一番若かったのは小学校1～6年生でした。福岡県と広島県で楽しく実施しました。詳細は私のブログを見て戴ければ幸甚です。高齢者は1959年に設立された東海発明研究会です。この研究会は毎月開催されており、過去3回ほどお邪魔しました。毎回、参加者の高く強い発明意欲に圧倒されます。

近年では農林水産関係のセミナーが増えています。佐賀県高等水産講習所では若い漁業関係者が新しい産業を構築したいと熱心に質問されていました。嬉しいことに、日本全国のいろいろな地域で農林水産業を核とする産業の育成に取り組む若い方が増えています。技術やブランドの保護などサポートすべき事項がたくさんあります。知財関係の潜在的なニーズは増えています。



小学生への知財教育

⑥ 審議会、会議、委員会

現在、経済産業省、農林水産省、総務省、内閣府などで委員をさせて戴いています。いずれの会議も本当に勉強になるので有難く参加させて戴いています。とりわけ役所が作成する説明資料は凄いなと感嘆しています。情報収集力、分析力、表現力などシンクタンクを大きく超えています。配布資料とプレゼン資料は本来異なるものですが、実態を考えると同じものとなるのはやむを得ないと思います。この際、敢えて辛口のコメントを言えば説明資料の文字が小さいので読むことができない国民も多いと思います。A3に拡大して印刷できるコピー機を保有している国民は少ないのでA4サイズで老眼でも読めるポイント数にして頂ければ有難いです。

⑦ 特許取得を支援する行政を

大学の教員に相談するのは無料だと思っている方が多いようで、自然といろいろな情報が集まってきます。とりわけ特許庁の拒絶理由通知やその対応についての相談が多いです。個別案件は弁理士さんに聞いて下さいと言いますが、総括すると国民は特許取得を支援する行政を望んでいると思います。昔実施された『特許庁親切運動』のように、ユーザーの立場を考え、特許庁から発明者が要望する施策を実行することが必要のようです。個人や中小企業では理論は分からないが素晴らしい効果が確認できるケースが良くあるので、理論を解明できる研究機関の紹介などが要望されています。また、国際的なハーモナイゼーションの観点から日本の特許制度は少し緩やかにした方が良い部分があるように思います。

■ 7.まとめ

現時点で私の人生を4つのトラックに分けると、第1トラッ

クは「学生」、第2トラックは「特許庁」、第3トラックが「大学」のようです。最近、第4トラックの姿がうっすら見えてきました。農業技術、地域ブランド、伝統工芸などのテクニカルタームが浮上していますが、どこにいても何をしても「情報」の有効活用が私の人生の命題であることには変わりないと思います。

特に今年は、地域の農産物を料理して、伝統的な陶器や漆器に盛り付け、伝統的な工芸製品の着物や帯を身に付ける生活を実践してこれからの日本の活路を考えることが課題と考えています。ポイントは複眼的な視座です。講演会で「先端技術、地域ブランド、コンテンツ」を並行してお話しすると「専門が広いですね」と驚かれることがありますが、私としては事象に内在する情報を発掘して比較して述べているだけなので同じ次元なのです。したがって「先端技術、地域ブランド、コンテンツ」を複眼的にお話しすることに違和感はありません。反対に複眼的な世界を理解してくれる人を今年から育成したいと考えています。

個人的な願いですが、女性の子育てと仕事のバランスを見直して欲しいと思います。ある調査によると女性は40歳代以降に才能を伸ばす事例が多いそうです。つまり20歳、30歳代は子育てしながら希望を捨てず（寝転ばず）に勉強し続ければ、40歳以降に大きく羽ばたける社会が構築できるということです。具体的には40歳まで併任や出向しなくても、40歳以降に経験を積むことで以後の活躍の幅を広げられるシステムの構築が必要だと思います。今や人生は80～90歳の時代です。20～30歳代の仕事で女性の仕事能力が決めつけられるのは間違っています。国家公務員のロールモデルが特許庁から誕生することを期待しています。

現在進んでいる「知財改革」は、日本の社会構造を「工業社会」から「知識社会」に適合させる大改革です。知識社会における「情報」の創造、保護、活用が円滑な世界が「知財立国」ですが、「情報」を自由に羽ばたかせるにはやるべきことがたくさんあります。情報財の本質の検証と40歳以降の女性の活用が要だと思います。

私はこれからも「知財立国」の実現のため、志を高く、明るく、前向きに頑張りたいと思います。情報を自由に有意義に羽ばたかせることができる仕組みを作りたいと考えています。皆様の御支援をお願い申し上げます。

profile

生越 由美 (おごせ ゆみ)

1982年3月 東京理科大学薬学部卒業
1982年4月 特許庁(審査第三部流通機器)入庁
2003年10月 政策研究大学院大学助教授
2005年4月 東京理科大学教授(イノベーション研究科知的財産戦略専攻)現職

ブログ <http://ogose.air-nifty.com/>

フェイスブック <https://www.facebook.com/ogose.yumi>